

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのびます。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

世論の強い関心事であり、世界的な男女同権の潮流の中にあって、現在わが国では夫婦がそれぞれの姓を名乗り続けることが許されておられません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度の早急なる改正が必要と考えます。

婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するため、男女同権の理念に基づく「選択的夫婦別姓」の導入は急務といえます。

以上のことから「選択的夫婦別姓」制度のあり方について、早急なる国会審議を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

福島県伊達郡桑折町議会

(提出先)

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命大臣（地方創生少子化対策男女共同参画）